

- 21 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
公表・公示された案件はありません。

22 当所における警報発令、地震発生時等の対応について

暴風・暴風雪警報等 発表 危険警報（大雨・土 砂災害・高潮）発表 特別警報（大雨・高 潮・暴風・暴風雪・ 大 雪・波浪）発表	・ 保育開始前に発表された場合 原則として休所します。（ただし、警報が解除された 時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開 します。なお、再開時間が 1 1 時を超えた場合、給食 の提供はできません） ・ 保育開始後に発表された場合 発表された時点で休所します。可能な限り速やかなお 迎えをお願いします。
・ 大阪市が河川氾濫 の「警戒レベル 3 （高齢者等避難）」 以上発令 気象庁が発表する「警 戒レベル 3 相当」は含 まない。 ・ 高潮に関する大阪 府市からの早めに 避難の呼びかけが あった場合	・ 保育開始前に発令された場合 避難区域に所在する保育所は休所します。（ただし、 警報が解除された時点で安全に保育が行える状況で あれば、保育を再開します。なお、再開時間が 1 1 時 を超えた場合、給食の提供はできません） ・ 保育開始後に発令された場合 発令された時点で休所します。可能な限り速やかなお 迎えをお願いします。
地震発生時	大阪市内 24 区のうちのいずれか 1 区でも震度 5 弱以上 を観測した場合、次のとおり対応します。 ・ 保育開始前に発生した場合 原則として休所します。（ただし、警報が解除された 時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開 します。なお、再開時間が 1 1 時を超えた場合、給食 の提供はできません） ・ 保育開始後に発生した場合 発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎 えをお願いします。 ・ 保育終了後に発生した場合 翌日は休所します。

津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令	津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育所では、次のとおり対応します。 ・保育開始前に発令された場合 原則として休所します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が11時を超えた場合、給食の提供はできません) ・保育開始後に発令された場合 直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区
JR 大阪環状線及びOsaka Metro 全線が運休（計画運休を含む）	・保育開始前に発表された場合 災害などを起因として運休となった場合や始発から計画運休が予定されている場合は、原則として休所します。 ・保育開始後に発表された場合 保育を継続します。ただし、計画運休が予定されている場合は、お迎えをお願いします。
建物等に甚大な被害が発生し、安全な保育ができない場合	・保育開始前に発生した場合 原則として休所します。 ・保育開始後に発生した場合 発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。

23 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当所への自動車での通所は原則認められません。